佐渡市いじめ重大事態対応フロー図(令和6年度版)

重大事態とは…

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 (基準は欠席日数30日以上だが、2日連続欠席から委員会に報告するとともに、対応記録を確実に残す)
- ③ 児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

※ 自殺、自殺企図があった場合は、速やかに市教委に 発 【学校】 報告し、基本調査に着手する。 牛 校内対策委員会の開催 (情報整理・共有) 重大ないじめ事案発生 判 断 重大事態ととらえる 重大事態ととらえない→根拠を市教委に報告 佐渡市教育委員会 学校による基本調査 指導·支援 ※ 基本調査とは… 報 いじめが「いつ、誰から行われ、どの 教育委員 県教育委員会 市長 ような熊様であったか、いじめを生ん 告 だ背景事情や児童生徒の人間関係 にどのような問題があったか、学校・ 文科省・こども家庭庁 教職員がどのように対応したか」など の事実関係を、可能な限り網羅的に 解明すること。その際、因果関係の特 定を急がない。

調

杳

再調査は不要

※ 市調査委員会は「いじめ問題調査委員会」がその任にあたる。

市議会

の調査結果報告

※ 児童生徒や保護者のプライバシーに配慮

再調査